

## a u B O X ご利用規約

### (総則)

K D D I 株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社（以下併せて「当社」といいます。）は、当社が別に定める a u 通信サービス契約約款（以下「a u 約款」といいます。）及びこの「a u B O X ご利用規約」（以下「本規約」といいます。）に基づき、a u 契約（第3種 a u デュアル又は U I M サービスに係るものに限ります。）を締結している方（以下「お客様」といいます。）に対し、当社が別に定める端末機器（a u B O X の他、これに付属するソフトウェア及びハードウェアを含み、以下「本機器」といいます。）の貸出サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

なお、本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り、a u 約款で使用する用語の意味に従います。

### 第1条（利用契約）

本サービスを利用しようとする方（以下「申込者」といいます。）は、a u 約款及び本規約を承諾のうえ、当社が別途指定する方法により本サービスの利用を当社に申し込んで下さい。なお、申込者は、1の a u 契約につき1の本サービスの利用に限り、申し込むことができます。

2. 当社は、前項に基づく申込みがあったときは、受け付けた順番に従って承諾し、かかる承諾の日において、当社と申込者との間で、申込者が本サービスの提供を受けるための契約（以下「利用契約」といいます。）が成立するものとします。

3. 当社は、前項の規定に拘らず、次の各号の何れかに該当する場合は、第1項に基づく申込みを承諾しないことがあります。

（1）当社と申込者との間において、a u 契約が締結されていない場合。

（2）前項に基づく申込みにあたり申込者が虚偽の若しくは不備のある内容を当社に申告し、又はその虞がある場合。

（3）申込者が本サービスの利用料（以下「利用料」といいます。）又は、当社の電気通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又はその虞がある場合。

（4）過去に、申込者の責に帰すべき事由により当社と申込者との間において締結していた利用契約又は当社の電気通信サービスの提供を受けるための契約が解除された、又は申込者に対する本サービス若しくは当社の電気通信サービスの提供が停止されたことがある場合。

（5）その他、当社の業務の遂行上支障を生じる虞があると当社が判断する場合。

### 第2条（本機器の送付及び引渡し）

当社は、利用契約成立後、本機器をお客様が前条第1項の申込みにあたり指定した場所に発送します。

2. 本機器は、当社がお客様の指定する場所に納入することをもって、お客様に引渡されたものとします。

3. 当社は、お客様に対して、引渡し時において本機器が正常な性能を備えていることのみを保証し、本機器の完全性、正確性、有用性、商品性、特定目的への適合性等については一切保証しません。

#### 第3条（本機器の使用等）

お客様は、お客様の責任と費用負担で、本規約の各条項、本機器の取扱説明書及び当社の指示に従い、善良なる管理者の注意をもって本機器の使用及び保管（設置、接続、設定、移設、運用及び保守並びに必要な物品、電源等の準備等を含みます。）を行うものとします。

2. お客様は、本機器を、第三者に譲渡若しくは転貸し、第三者に使用させ、又は自己若しくは第三者のための担保の用に供してはならないものとします。

3. お客様は、本機器の全部又は一部の解析、改造、複製、改変、ライセンスの付与、その他本機器に関する当社又は第三者の権利を侵害する行為を一切行ってはならないものとします。

#### 第4条（利用料）

お客様は、利用契約が成立した日（以下「契約成立日」といいます。）の属する月の翌々月及びそれ以降の各月について、別表1に定める利用料の支払いを要します。なお、利用契約が月の途中で終了した場合であっても、当該月に係る利用料は減額されないものとします。

#### 第5条（契約解除手数料）

利用契約が終了した場合、お客様は、別表2に定める契約解除手数料（以下「契約解除手数料」といいます。）の支払いを要します。ただし、利用契約の終了時において当該利用契約の契約期間が13ヶ月以上であった場合、当社は、お客様による契約解除手数料の支払いを免除します。

#### 第6条（支払方法）

当社は、お客様に対し、当社が定める方法により利用料、契約解除手数料及び別表3に定める違約金（以下「違約金」といいます。）並びにこれらに係る消費税及び地方消費税相当額を請求するものとし、お客様は、当社が定める支払期限及び支払方法等にてこれを支払うものとします。

#### 第7条（利用契約の解約、終了）

お客様は、利用契約を解約する場合は、当社所定の方法により当社に届け出るものとします。

2. 第4条及び第5条にも拘らず、お客様は、契約成立日から14日間は、利用料及び契約解除手数料の支払いを要することなく利用契約を解約できます。

3. 当社とお客様との間において、事由の如何を問わず本サービスを利用する上で必要となるau契約が終了した場合、利用契約は自動的に終了します。

4. 当社は、次の各号の何れかに該当するときは、何ら事前の通知又は催告を行なうことなく利用契約を解除することができるものとします。

(1) お客様が本契約に違反したとき。

(2) お客様について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったとき。

#### 第8条（本機器の返還等）

お客様は、事由の如何を問わず利用契約が終了した場合、本機器をお客様の費用により原状に復したうえで、当社が別途指定する方法に従い、当社が別途指定する期限までに、当社が別途指定する場所に送付することにより、返還するものとします。

2. 前項で定める返還期限を経過後もなお本機器の返還がなされない場合、お客様は、当社に対し、当該本機器に係る契約期間に応じて違約金を支払うものとします。

3. 当社は、お客様から本機器の返還を受けた際に本機器以外の物品等が本機器とともに送付された場合、お客様に対し何ら事前の通知又は催告を行なうことなくこれを廃棄できるものとします。

#### 第9条（本機器の故障、紛失等）

お客様は、本機器の故障、滅失、毀損等（以下総称して「故障等」といいます。）又は紛失、盗難等（以下総称して「紛失等」といいます。）が生じたときは、直ちにその旨を当社に通知するものとし、故障等した本機器（以下「故障品」といいます。）を当社が別途指定する方法に従い、当社が別途指定する期限までに、当社が別途指定する場所に送付することにより、返還するものとします。

2. 前項で定める返還期限を経過後もなお故障品の返還がなされない場合、お客様は、当社に対し、当該故障品又は本機器（以下併せて「故障品等」といいます。）に係る契約期間に応じて違約金を支払うものとします。

3. 当社は、第1項の故障等の通知を受領後、お客様に対し、故障品等の代品（機種等が故障品等と異なることがあります。）を送付します。

4. 前項の規定に拘らず、当社は、お客様の責に帰すべき事由により本機器に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、お客様に対し、別表3「違約金」に定める額を請求できるものとします。

5. 当社は、お客様から故障品等の返還を受けた際に故障品等以外の物品等が故障品等とともに送付された場合、お客様に対し何ら事前の通知又は催告を行なうことなくこれを廃棄できるものとします。

6. 第1項の紛失等の通知を当社が受領した時点で、お客様の利用契約は自動的に終了します。また、お客様は、当社に対し、当該紛失品又は本機器に係る契約期間に応じて違約金を支払うものとします。

#### 第10条（責任の範囲）

当社は、利用契約に関し、当社の責に帰すべき事由によりお客様に損害を与えた場合、通常生ずべき損害に限り、かつ、利用料の1ヶ月分相当額を上限として、当該損害を賠償します。ただし、当社の故意又は重大な過失による場合はこの限りではありません。

2. 当社は、本機器へのデータの保存を保証しません。

#### 第11条（利用契約に係わるお客様情報の利用）

当社は、お客様に係る氏名、名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の請求等、当社の契約約款等に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、本サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

#### 第12条（本サービスの終了）

当社は、2015年8月12日（以下「終了日」といいます。）の経過をもって利用契約及び本サービスの全部を終了します。

2. 前項の定めに基づく利用契約の終了後も引き続き本機器の使用を希望する場合、お客様は、第8条の定めにかかわらず、本機器の当社への返却その他別段の手続を行うことなく、終了日経過後も継続して本機器を使用することができるものとし、終了日の経過をもって、本機器の所有権は当社からお客様へ移転するものとします。なお、終了日までにお客様が利用契約を第7条第1項の定めに従い解約しない場合、当社は、お客様が前項に基づく利用契約の終了後における本機器の使用を希望するものとみなします。

3. 第9条の定めにかかわらず、第2項に基づき本機器の所有権がお客様へ移転した後、当社は、本機器の故障、瑕疵その他一切の不具合（本機器に内蔵されるソフトウェアの不具合を含みますがこれに限られません。）について、点検、修理、本機器に内蔵されるソフトウェアのアップデート、交換、損害賠償その他一切の責任を負いません。なお、当社は、当社の裁量により、本機器の点検、修理、アップデート、交換、回収等を当社の指定する方法で行うことがあり、お客様は、本機器の点検、修理、アップデート、交換、回収等にかかる当社の指示に従うものとします。

4. 第2項に基づく本機器の所有権のお客様への移転後、本機器において、CDからの楽曲取り込み時のCD情報取得機能、本体データバックアップ機能及び本体バックアップデータからの復元機能をご利用いただくことができません。また、その他の機能についても本機器においてご利用いただけなくなる場合があります。

5. 第4条の定めにかかわらず、2015年6月1日から終了日までの期間にかかる利用料は無料とします。

6. 第5条の定めにかかわらず、お客様は、利用契約が2015年6月1日以降に終了する場合、契約解除手数料の支払いを要しないものとします。

7. 第8条第2項並びに第9条第2項、第4項及び第6項の定めにかかわらず、お客様は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当該事由に起因する違約金の支払いを要しないものとします。

- (1) 本機器の利用契の利用終了時、故障等の場合に8条2項、9条2項に定める返還期限として2015年6月1日以降の日が指定された場合
- (2) 本機器の紛失等が生じた旨の通知を当社が2015年6月1日以降に受領した場合

8. 前三項に定めるものを除き、終了日までに発生した金銭債権（終了日までに発生した事由に基づく損害賠償請求権を含みますがこれに限られません。）については、なお従前のおりとします。

9. 第1項に基づき終了する利用契約に関して発生したお客様と当社との間の権利義務は、本条及び第14条に定めるものを除き、終了日の経過をもってすべて消滅するものとします。

#### 第13条（本規約の内容の変更）

当社は、本規約を変更することがあります。この場合、当社は、変更後の本規約を当社所定のホームページ等に掲示します。

#### 第14条（存続条項）

利用契約の終了後も、第2条第3項、第3条第3項、第8条第3項、第9条第5項、第10条乃至第14条の各規定は、なお有効に存続するものとします。

#### 別表1 利用料

項目	月額料金
au BOX利用料	税抜額 300円

別表2 契約解除手数料

項目	金額
契約解除手数料	税抜額 5,000円

別表3 違約金

項目	契約期間（契約成立日より）	金額
a u B O X 違約金	13ヶ月未満	税抜額 21,000円
(a u B O X 用リモコン含む)	13ヶ月以上25ヶ月未満	税抜額 17,400円
	25ヶ月以上37ヶ月未満	税抜額 13,800円
	37ヶ月以上	税抜額 10,200円

項目	契約期間（契約成立日より）	金額
a u B O X 用リモコン違約金	-	税抜額 1,700円

以上

附則

この規約は、2008年11月1日から実施します。

本改正規約は、2008年12月3日から実施します。

本改正規約は、2015年6月1日から実施します。